

2019年1月11日「毎日新聞」朝刊

1月10日 21時14分配信 毎日新聞デジタル版 写真あり

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190110-00000080-mai-soci.view-000>

「リニア使用認可NO」

沿線住民 国交省に審査請求書

JR東海が建設を進めるリニア中央新幹線を巡り、個人所有地の地下に無断でトンネルを掘るのは憲法が定めた財産権の侵害に当たるとして、東京都大田区など沿線の住民約560人が10日、国土交通省に大深度地下使用認可の取り消しを求める審査請求書を出した。

高級住宅街として知られる同区田園調布の住民も加わり「JR東海の説明は不十分だ」と訴えている。

JR東海によると、2027年開業予定の品川―名古屋間のうち、都内や愛知県内などの都市部は、地下40メートルより深い大深度地下にトンネルを掘って建設する。大深度地下の利用は、原則として地上の所有者に対する補償などが必要なく、国交省は昨年10月、同社の使用を認可した。

JR東海は昨年5月、同区など沿線都市部で住民説明会を開催。住民側は「周知が不十分で、説明会の開催を知らなかった。その後、署名を集めて再度の開催を要求したが拒否された」と主張。同社は「再度開催の予定はない。個別の質問については、各都県の工事事務所に対応している」としている。

【花牟礼紀仁】

元徴用工に手帳交付へ

在韓被爆者 長崎市、控訴せず

戦時中に長崎市の三菱重工長崎造船所で徴用された90代の韓国人男性3人に被爆者健康手帳を交付するよう長崎市に命じた8日の長崎地裁の判決について、同市が控訴せず

ロケット打ち上げ同行 嚴重注意

文部科学省を巡る一連の汚職事件で起訴された佐野太・前科学技術・学術政策局長(59)が宇宙航空研究開発機構(JAXA)に依頼して親族らをロケット打ち上げに同行させていた問題で、同省は10日、依頼を仲介した管理監督責任を問い、当時の同省宇宙開発利用課長(54)一現・審議官一を口頭で嚴重注意した。

「成人」考える動画コンテスト実施へ

法務省は10日、昨年6月に成立した改正民法により、2022年4月から18歳に引下げられる成人年齢について、内容や意義を考えるきっかけにしておもう動画コンテストを実施すると発表

2019年1月11日「読売新聞」朝刊

リニア地下工事認可取り消しへ審査請求

大田などの住民ら

リニア中央新幹線の建設工事で、大田、世田谷区などの住民らが10日、地下40メートルを超える「大深度地下」の使用認可を出した国土交通省に対し、行政不服審査法に基づき、認可取り消しを求める審査請求書を出した。

リニア中央新幹線は、2027年に品川―名古屋間で開業を目指している。同書によると、工事は地盤沈下や騒音などの恐れがあり、財産権を保障する憲法に違反していると指摘。同省が昨年10月、大深度地下使用法に基づきJR東海に出した使用認可の取り消しを求めている。

この日は、住民ら約10人が同省を訪れ、審査請求書を職員に手渡した。同省は「適切に手続きを進める」としている。

記者会見する住民有志と三木一彦氏（右から3人目） 11日、東京都千代田区



大深度認可 取り消せ

東京・神奈川リニア計画 住民ら審査請求

JR東海がリニア中央新幹線建設のために地下40以下の大深度に巨大トンネル建設工事を進めている問題で、国土交通省が昨年10月に大深度地下使用を認可したことに對し、東京都大田区、世田谷区、神奈川県川崎市の住民有志は10日、認可取り消しを求め、480人分の審査請求書を国交省に提出しました。

提出後の記者会見で、「住環境を守る田園調布住民の会」の三木一彦代表は、陥没事故などの危険がある大規模な地下トンネル工事が、住宅街の下ですめられていると強調。工事についての説明がほとんどないまま、大深度地下の使用を住民の許可なく認めることは、憲法軽視だと批判しました。

「リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会」の天野捷一共代表は、同じく大深度地下工事を行っている東京外環道で昨年6月に世田谷区の野川から気泡（酸欠空気）が発生したことを挙げ「住民の不安や疑問は解消していない」と指摘しました。

世田谷区の地下トンネルの真上に住む朝倉正幸弁護士は、そもそも使用認可の基となる「大深度地下の公共使用に関する特別措置法」は憲法29条違反であること、同法に基づいても安全性をほじめ、さまざまな問題があると説明しました。

た表組

2019年1月11日「しんぶん赤旗」日刊紙

http://www.jcp.or.jp/akahata/aik18/2019-01-11/2019011104_03_1.html?fbclid=IwAR1PwrYi3-z3AzpQJo79wEo2X6tLR7Or2Hx_VOPHIUQdhnTwh9EOGy1cvn8

リニア大深度工事

「地下使用は不当」

住民ら国に審査請求

JR東海が建設しているリニア中央新幹線で、深さ四十メートル以上の大深度地下の使用は不当だとして、東京都や神奈川県に住民らが十日、行政不服審査法に基づき、使用認可取り消しを求め審査を国土交通省に請求した。国交省によると、リニア中央新幹線工事での大深度地下使用認可をめぐる審査請求は初めて。

この日、住民団体が東京・神奈川の約五百六十人分

の請求書を国交省に提出した。

今後、愛知県の住民の請求書も郵送する。

審査請求の呼び掛けの中心となった「住環境とリニアを考える田園調布住民の会」（東京都大田区）が会見し、三木一彦代表（六〇）が「リニアには採算性が期待できず、大深度地下工事の安全性や環境保全に強い疑問を感じる」などと認可取り消しを求める理由を説明。世田谷区の自宅直下をトンネルが通る予定の朝倉正幸弁護士（セ）は「使用認可の根拠となる大深度地下

使用法は、憲法が規定する財産権の侵害に当たる。大深度地下使用の基本方針である事業の公共性もない」と主張した。

国交省は昨年十月、JR東海が申請していた東京都品川区から川崎市を経て東京都町田市に至る三三・三キロと、名古屋市から愛知県春日井市までの一七・〇キロの二区間の大深度地下の使用を認可。地下四十メートルより深いトンネル工事で用地買収の必要がなくなる。

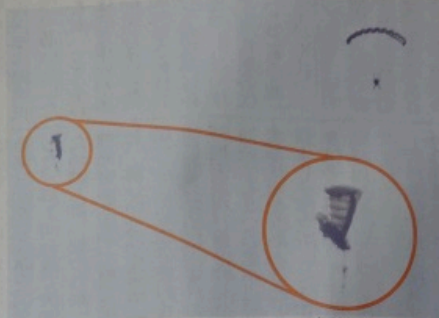
国交省の担当者は「早急に審査手続きをする」としている。（山田祐一郎）

かわる重大事故になって
いた。行方不明の収納袋
が、こうした事態を起こ
した。貨物がパラシュー
トから外れて落下した
り、周辺の中学校敷地に
らかにしました
都と横田基地周辺自治
体でつくる連絡協議会は
11日、原因究明も十分に
ないままの訓練再開は
「きわめて遺憾」という
強い表現で、安全対策な
どを申し入れました。

相次ぐ横田基地周辺や、所属機による落下傘事故

- 2017年11月15日 物資投下訓練中に、30kgの貨物がパラシュートから外れ、横田基地内に落下
- 2018年4月10日 羽村市内の中学校敷地に、パラシュートの誘導傘が落下
- 2018年12月19日 横田基地所属のC130輸送機が、山梨県東富士演習場で訓練中、パラシュートを施設外に落下
- 2019年1月8日 降下訓練中にメインパラシュートが開かず、切り離して降下。兵士は予備パラシュートで降下
- 2019年1月9日 降下訓練中にメインパラシュートが開かず、切り離して降下。兵士は予備パラシュートで降下。テフロイメントバッグ（袋）が行方不明に

十分降下
で降下
横田基地上空ま
に開かないまま
するパラシュー
(左側) = 8日、羽村
平和委員会提供



Y字型にゆがんでいる

リニアの認可取り消しを 住民らが初の審査請求

地下40メートル以深に
直径14メートルのトンネ
ルをシールド工法で通す
JR東海のリニア中央新
幹線工事計画をめぐる、
首都圏と中京圏の住民

5600人は10日、国交省
に対し2018年10月17
日付けの大深度地下使用
認可の取り消しを求める
審査請求書を提出しまし
た。

同日の記者会見で、大
田区の「住環境とリニア
を考える田園調布住民
の会」の三木和彦代表
は、「振動、騒音、地盤
沈下、陥没、電磁波など

大学の初年度の学費は
147万円でした。夏休み
のタイでの現地研修で30万
円。これまでは親が出して
くれたので、バイトもしな
くてすみました。留学、
大学院とみると親が負担す
るのはとても無理だと思っ
ています。
なぜ、日本では学ぶ権利
がこんなにも保障されない
のでしょうか。大学の友人と
話すと、既に学業に関心を
なくし、卒業できればいい

20歳の 思い

「世界 夢に

と話してくれたことが、と
ても新鮮に聞こえました。
私は愛しいでしっくり
考えたことがなかったけれ
ど、伊藤さんの言われたゴ
スタリ力における愛は、広
く、深い意味を持つている
ように思いました。
私はそれを、「世界全体
が幸福にならないうちは個
人の幸福はありえない」と
いう、宮沢賢治の言葉に置
き換えて考えてみました。
私は、私自身も幸福にな
りたい。
という自己肯定感が育つので
はないかと考えたいです。
いま、タイのポップス歌
謡曲にはまっています。
いろいろな言語を習得し、
各国の文化や歴史を通して
言語について考えてみたい
気持ちでいっぱいです。
一人ひとりを大切にする
少数教育を進めていること
とで知られるフィンランド
の英語教育について研究
し、社会に貢献する道に進
みたい。



審査請求を提出する住民の会のメンバー＝10日、千代田区

に対する不安が解消され
ず、計画を知らない住民
が多くいる中で唐突に国
交省の認可が出され、納

さんは、認可の根拠とな
る大深度地下の公共的利
用に関する特別措置法
(2001年施行)につ
いて、「この法律がそも
そも憲法29条の財産権の
侵害にあたり、違憲と考
える」と述べました。
認可されたのは品川
区、大田区、世田谷区、
川崎市、町田市の33・3
キロと中京圏の17キロで
地上部の数万戸の住宅が
関係すると言われていま
す。住民の異議申し立て
は、大深度法がそもそも
地権者の了解や家屋など
への被害補償を規定して
いないことに起因しま
した。
田園調布に住む松本清
さんは、「事業者の進め
方は一方的です。黙って
はいられない」と話しま
した。